



会津農林事務所農業振興普及部だより

Vol. 261 (平成28年9月15日発行)

編集・発行 ■ 会津農林事務所農業振興普及部	農業振興課 0242-29-5303
住 所 ■ 〒963-8501	地域農業推進課 29-5306
会津若松市追手町7-5	経営支援課 29-5307
H P ■ www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36240a/	有機農業担当 29-5317

会津の直売所が、PR活動頑張っています！



会津若松地域（猪苗代町、会津若松市、磐梯町）にある15の直売・加工組織で構成する「会津若松直売ネットワーク推進連絡協議会」は、地元消費者に安全な農産物を提供していくため、講習会や研修会による技術・知識向上を図るとともに、消費者への情報発信活動の一環として、平成26年度から毎年度、東京都内の県アンテナショップや会津地域にある観光ホテル内でPR活動を実施しています。



今年8月19～21日には、猪苗代町にあるホテルリステル猪苗代で4団体が参加してPR活動を行いました。

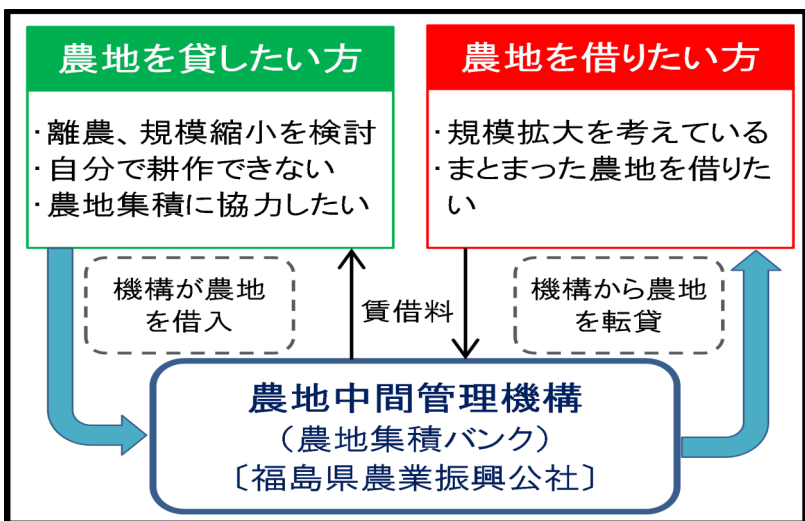
当日はホテルを利用してある県内外のお客様約200人が設置ブースを訪れ、会員との会話を楽しみながら、新鮮な野菜、旬のものやぶどうなどを買い求めています。

また、会員は、直売所マップを配布し「直売所へも来てくんなしよ（来てほしい）」と元気に呼びかけていました。

農地中間管理事業について

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、分散した農地で規模拡大が進まないなど、地域の農業は様々な課題を抱えています。地域で今後の担い手や地域農業のあり方などを話し合い、「農地中間管理事業」の活用などにより課題解決の取組を進めている事例が会津地方でも増えてきています。

まずは、地域で話し合うことから始めましょう！



■相談窓口

- 各市町農政担当課、農業委員会
- 農地中間管理機構 本社 024-521-9845
- 会津駐在 070-1574-3562

米の品質向上対策

近年、米は全国的に生産過剰傾向にあるため、高品質米の生産は販売上欠かせないものとなっています。

管内では毎年、斑点米カメムシ類の被害による品質低下がみられます。

また、24年産米は登熟期の高温により平坦部を中心に胴割粒などが発生し、一等米比率が大きく低下しました。

農産物検査規格上、斑点米をはじめ胴割粒は被害粒の扱いになり、クサネム種子や小石・ガラス片などの異物と同様に僅かでも混入すると品質低下（等級落ち）となりますので対策が必須です（表1、斑点米は着色米に含まれる）。

◆胴割粒の対策

胴割粒の発生要因は、登熟期の栄養凋落、刈り遅れなどです。また、籾水分の急激な変化が発生を助長します。

（例…高水分籾の急激な乾燥など）

等級	着色	異種穀粒		異物
		籾	籾を除いたもの	
1等	0.1	0.3	0.3	0.2
2等	0.3	0.5	0.5	0.4
3等	0.7	1.0	1.0	0.5

農産物検査規格（うるち玄米）の抜粋

【刈り遅れへの備え】

通常、刈取適期は、籾の黄化率から判定します

が、出穂翌日からの日平均気温の和（積算気温）により比較的容易に推定することができます（表2）。

積算気温が一定を越えると胴割粒の発生が高まるため、刈り遅れにならないよう注意が必要です。

また、定期的に発行している技術情報

紙「銘柄米生産情報」には、生育経過とともに必要な

対策が掲載されていますので、参考にしてください。

品質向上に向けた取り組みは、生産安定や会津産米のブランド強化にも繋がります！

今年も、穀物検定協会の米食味ランキングでの「特A」維持と「一等米比率95%以上」を目指して、頑張りましょう。

◆稲刈り終了後の稲わら焼却は止めましょう。

毎年、稲刈り後の稲わらを焼却している光景が見られます。立ち上る煙が、会津盆地の秋の景観を損ね、火災や交通事故の原因にもなります。

稲わらは貴重な有機性資源です。稲刈り後はほ場に出来るだけ早く鋤き込んで土づくりを行い、来年度の米づくりにも備えましょう。

◆稲刈り終了後の稲わら焼却は止めましょう。

毎年、稲刈り後の稲わらを焼却している光景が見られます。立ち上る煙が、会津盆地の秋の景観を損ね、火災や交通事故の原因にもなります。

稲わらは貴重な有機性資源です。稲刈り後はほ場に出来るだけ早く鋤き込んで土づくりを行い、来年度の米づくりにも備えましょう。

双葉郡避難農業者を訪問して

東日本大震災から8月末日で2000日になります。

避難指示区域解除の動きがある中、県では、被災地域の営農再開支援策を強化するため、県内外へ避難している認定農業者を訪問し、営農再開・帰還に向けた意向や要望の聞き取り・訪問活動を行っています。

会津若松地域の仮設住宅などへ避難されている方の多くは、「帰還困難区域」や「居住制限区域」に自宅や農地があり、まだ、ふるさとへの帰還は見えない状況ですが、農業に対する熱い思いを持っています。

共通しているのは、「やっぱり農業がしたい。」「田んぼを耕したい。」「という強い思いと、震災前の「集落の仲間や、地域コミュニティを失ったこと、後継者の帰る場所を無くしたことが悔しい。」など、「震災で全て無くして、当たり前のものに、大きな価値があったことに初めて気がついた。」という重い言葉です。

被災地域の復興・再生は、未だに道の半ばですが、前向きにふるさとへの帰還、伝統の継承、営農再開などを真剣に考える姿勢にふれ、民俗学の「汝の足を深く掘れ、そこに泉あり」の格言を思い出しました。

また、会津地域の農業者が、避難農業者との話を通して自らを省みることで、地域振興に必要なものを見出す良い機会になると強く感じています。

農家研修日記

新人普及員研修

①新採用職員の安田敬(やすだ けい)です！
花きの普及指導員として会津農林事務所配属されました。

私たち新採用の普及指導員は、自分の担当する品目の理解を深めるために5日間の「農家研修」を延べ10日間行うことになっており、私は、会津地方で栽培が盛んなトルコギキョウと宿根かすみそうの2品目で研修を行っています。
宿根かすみそうの研修では、新植株をポットに仮植する作業を行いました。株を直接ほ場に定植する方法もありますが、仮植することで苗が充実し、定植後の活着が促進されます。
今後の生育が楽しみです。



トルコギキョウの研修では、発蕾した株の切り戻し作業を行いました。あまり一般的な技術ではありませんが、出荷は切り戻した1ヶ月後となり、計画的な出荷が可能になります。



休憩中の安田技師

切り間違えると咲かなくなるかもしれないと思ひ、非常に緊張する作業でした。

あと4日ずつ研修が残っておりますが、研修を通して多くのことを学び吸収し、1日も早く一人前の普及員になれるように頑張ります！



②本年度より採用されました佐々木貴史(ささきたかふみ)と申します。

今回、それぞれアスパラガスとトマトを栽培している指導農業者2名の御協力により農家研修を受けました。
その中で得たことが2つあります。

◎1つは実際の作業の経験です。

採用されてから5か月の間に指導会の機会もありましたが、実際の農作業経験が不足しているため、指導内容に自信が持てず、正しい内容を伝えることができていないか不安でした。

今回の研修で行った作業は1年間の作業の一部分でしたが、本や資料でしかわからなかった作業

と、農作業の苦勞を体感しました。
今後は、今回の経験を生かし、より農家に沿った支援を、自信を持って行いたいと考えています。

◎2つめは農業経営の考え方です。

今回お世話になった2名の農業経営への考え方と共通する部分は、園芸作物を中心に位置づけるという事です。

近年は米価が下落しており、労力や作業機械の価格の割に利益を得ることが困難になってきています。

そのため、時間と手間をかければ収益が上がる園芸作物を主力にした方が良いと考えていました。

今回は、お二方から考え方を学びましたが、私なりの農業への考え方を作るため、今後も様々な方の考え方を学びたいと思います。

今回の農家研修は記載したこと以外にも得るこ

とが多くあったと感じています。今後も学ぶ事を忘れず、日々精進したいと思います。



夏以降の栽培について指導する佐々木技師(右端)

28年産米の全量全袋検査のお知らせ

福島県産米の安全性を確保するため、引き続き「米の全量全袋検査」を実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

■自家飯米、縁故米、ふるい下米、飼料用米なども含めて、福島県内で収穫された全ての米が検査の対象です。

基準値を超える危険性は低くなってきていますが、漏れ無く、必ず検査を受けてください。

■28年産米のラベルは紫色です。

(見本をご覧ください)
検査を受けるまでに全ての米袋に貼り付けてください。

①昨年までのオレンジ、緑、ピンク、白黒色のラベルは使用できません(これらのラベルが残っている場合は、地域協議会に返却してください)。

②米袋の再利用で以前使用した古いラベルが貼られている場合は、検査機器に読み込まれないようにバーコードをマジックでしっかり塗り潰してください。

③検査を受けて、精米して包装した精米袋と小分けして包装した玄米袋には「精米ラベル」を貼り付けることができず、ラベルの入手などは地域協議会にお問い合わせください。

■異物混入(土砂、ねずみの糞、虫の糞など)は、放射性物質濃度を高める原因となります。

しっかりと取り除き、食用・出荷用に適した状態に調製した上で検査を受けてください。
また、米袋に土ほりなどが付着しないように保管や運搬の際も注意してください。



〈秋の農作業安全運動を実施中です〉

近年、機械・施設による農作業死亡事故が多発傾向にあります。

本年も7～8月に県内で乗用型草刈機や乗用型トラクターの転落下敷きや自走式噴霧機への巻き込まれにより、4名の方が亡くなっています。

農林水産省が発表した平成26年の農作業死亡事故の概要では、農業機械作業事故が全体の6割を占めています。

機種別の内訳は乗用型トラクター(27%)、農用運搬車(9%)、歩行型トラクター(9%)、自脱型コンバイン(3%)であり、原因別では機械の転落・転倒(54%)が最も多く、続いて挟まれ(17%)、巻き込まれ(8%)等であり、年齢別では65才以上の事故が突出して全体の84%を占めています。

県では特に農作業の機械利用が集中する春4～5月と秋9～10月に農作業安全運動重点推進期間を設け、農作業の安全意識向上の啓発活動等に取り組んでおりますので、以下の点に注意して安全な農作業を行いましょ。

◎農業機械作業のポイント

- ①機械の取り扱いには正しい操作で実施し、異常を感じたらすぐ止めて確認する。
- ②機械の点検確認は必ずエンジン止めてから行う。
- ③機械の保全ひいては事故の防止のため、日頃から作業前後には必ず点検しましょう。
- ④大丈夫だろうと思う見込運転が事故につながることもあります。めんどりでも十分安全を確認してから作業しましょう。
- ⑤作業はぴったり体に合った身軽な服装、ヘルメット、手袋、長靴等を着用し、万が一の際にも体を危険から守れるようにしましょう。

